

大府市分別収集計画

(令和2年度 ~ 令和6年度)

令和元年6月

大 府 市

大府市分別収集計画

令和元年6月

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルの見直しにより、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成するすべての主体がそれぞれの立場でその役割を認識し履行していくことが重要である。

本市の廃棄物処理は、燃やせるごみ、燃やせないごみの中間処理を東部知多クリーンセンター（通称：エコリ、東部知多衛生組合）によって行われている。焼却施設は建ててから30年経過したことで耐震性や災害時の対応に関する問題に対応するため、新しくごみ処理施設を建設し、平成31年3月に供用を開始した。建設に際しては、最新のシャフト炉式ガス化溶融炉を導入し、高熱溶融技術によりごみを安定的に処理・資源化（メタル・スラグ化）できるようになったが、ごみの減量を推進すべく、処理能力を240t/日から200t/日に抑えた設備を採用している。ごみの全てを資源化できないため、一部は依然として埋め立て処分もしくは焼却灰として処分される。破碎不燃物は平成27年3月から供用を開始した大東最終処分場にて、焼却灰は主に県内の広域処分場への搬入で対応しているが、共に最終処分場の残余容量としては、依然として厳しい状態にある。

本計画は、このような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）第8条に基づいて一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、最終処分量の減量化を推進するとともに、資源リサイクルを進める目的から、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を明確にし、具体的な推進方法を明らかにすることにより、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進するとともに、最終処分場を始めとする廃棄物処理施設の延命化と資源の有効利用を図り、循環型社会の形成を図るものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 住民参加によるごみの減量化と3Rを積極的に推進する。
- (2) 市民・事業者・行政が一体となったごみの排出抑制と資源再利用を推進する。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和2年4月を始期とする5年間（令和2年度～令和6年度）とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器（紙パック）、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
容器包装廃棄物	1,876t	1,887t	1,897t	1,906t	1,914t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進のための方策に関する事項

（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の抑制のために以下の方策を実施する。なお、実施するに当たっては市民・事業者・行政がそれぞれの立場から、役割を分担し、相互に協力・連携を図る。また、今後、より効率的な容器包装廃棄物の分別収集に関する方策を進めるため、市民、事業者の意見を反映させていく。

・啓発活動の充実

- ①商品の過剰包装を抑制し、簡易包装を求める啓発をする。
- ②事業者・市民団体との協定により、レジ袋を断り買物バッグを持参する「マイバッグキャンペーン」・「レジ袋の削減」を推進する。
- ③詰め替え可能な商品及びリターナブル容器を用いた商品を積極的に選択することを啓発する。
- ④小学生に対して環境教育の出前講座を実施し、ごみの分別方法やごみ減量の考え方を教え、ごみに関する認識を深めてもらう。教育現場に限らず、一般市民に対しても出前講座を実施し、意識を高めるとともにごみについて再認識してもらう。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集にかかる分別の区分（法第8条第2項第3号）

分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定め、収集にかかる分別の区分を下表右欄のように定める。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器		スチール アルミ スプレー缶
主として ガラス製 の容器	無色のガラス製の容器 茶色のガラス製の容器 その他のガラス製の容器	生きびん その他びん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）		紙類（紙パック）
主として段ボール製の容器		紙類（段ボール）
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの		紙類（その他の紙類）
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの（白色トレイを含む）		プラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

単位 = t

	2年度		3年度		4年度		5年度		6年度	
主としてスチール製の容器	80		80		80		80		80	
主としてアルミ製の容器	90		90		90		90		90	
無色のガラス製容器	(合 計) 296		(合 計) 294		(合 計) 292		(合 計) 289		(合 計) 286	
	(引渡 量) 0	(独自 処理 量) 296	(引渡 量) 0	(独自 処理 量) 294	(引渡 量) 0	(独自 処理 量) 292	(引渡 量) 0	(独自 処理 量) 289	(引渡 量) 0	(独自 処理 量) 286
茶色のガラス製容器	(合 計) 260		(合 計) 257		(合 計) 254		(合 計) 251		(合 計) 247	
	(引渡 量) 0	(独自 処理 量) 260	(引渡 量) 0	(独自 処理 量) 257	(引渡 量) 0	(独自 処理 量) 254	(引渡 量) 0	(独自 処理 量) 251	(引渡 量) 0	(独自 処理 量) 247
その他色のガラス製の容器	(合 計) 95		(合 計) 95		(合 計) 94		(合 計) 93		(合 計) 92	
	(引渡 量) 0	(独自 処理 量) 95	(引渡 量) 0	(独自 処理 量) 95	(引渡 量) 0	(独自 処理 量) 94	(引渡 量) 0	(独自 処理 量) 93	(引渡 量) 0	(独自 処理 量) 92
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	15		15		15		15		15	
主として段ボール製の容器	450		445		440		435		430	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合 計) 100		(合 計) 101		(合 計) 102		(合 計) 103		(合 計) 104	
	(引渡 量) 0	(独自 処理 量) 100	(引渡 量) 0	(独自 処理 量) 101	(引渡 量) 0	(独自 処理 量) 102	(引渡 量) 0	(独自 処理 量) 103	(引渡 量) 0	(独自 処理 量) 104
主としてポリエチレンテレフタレート(PE T)製の容器であって飲料またはしょう油その他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合 計) 180		(合 計) 190		(合 計) 200		(合 計) 210		(合 計) 220	
	(引渡 量) 180	(独自 処理 量) 0	(引渡 量) 190	(独自 処理 量) 0	(引渡 量) 200	(独自 処理 量) 0	(引渡 量) 210	(独自 処理 量) 0	(引渡 量) 220	(独自 処理 量) 0
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合 計) 310		(合 計) 320		(合 計) 330		(合 計) 340		(合 計) 350	
	(引渡 量) 310	(独自 処理 量) 0	(引渡 量) 320	(独自 処理 量) 0	(引渡 量) 330	(独自 処理 量) 0	(引渡 量) 340	(独自 処理 量) 0	(引渡 量) 350	(独自 処理 量) 0
(うち白色トレイ)	(合 計) 0									
	(引渡 量) 0	(独自 処理 量) 0								

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

直近年度の分別基準適合物等の収集実績により推計する。収集時に、区別していない品目（紙製容器包装、ガラス製容器）については、環境省が平成25年度から平成29年度に行った一般廃棄物の組成調査の結果から得られたごみの排出量（D2）に占める容器包装廃棄物の平均値を参考に推計する。

現状としては、人口は増加しているが、1人当たりのごみ排出量は年々減少しており、資源回収量も基本的には減少傾向にある。今後ごみ減量化の取組として具体的な施策を講じることにより今後5年間は、人口が増えてもごみ排出量は抑制され、資源化率も一定数が保たれると考えられる。

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は現行の収集体制を活用して行う。

収集・運搬・選別・保管等の実施者について下表に示す。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管段階
金属	スチール製容器	スチール アルミ スプレー缶	委託業者による定期収集	委託業者
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	生きびん その他びん	同上	同上
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器（紙パック）	紙類（紙パック）	同上	民間業者
	段ボール	紙類（段ボール）		
	その他の紙製容器包装	紙類（その他の紙類）		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	同上	委託業者
	白色トレイ その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	同上	同上

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

現在、資源回収は回収委託業者の民間保管施設を利用してリサイクルルートに乗せている。また一般廃棄物（燃やせないごみ）に混入した資源物は、東部知多クリーンセンター（通称：エコリ、東部知多衛生組合）で機械選別により資源化を行っている。

分別収集の用に供する施設等について下表に示す。

分別収集する容器包装の種類	分別収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	スチール スプレー缶	資源回収かご	3 t 平ボディ車	民間
アルミ製容器	アルミ	専用麻袋	同上	同上
	スプレー缶	資源回収かご		
無色のガラス製容器	生きびん その他びん	資源回収かご	同上	民間委託 (選別)
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
飲料用紙製容器 (紙パック)	紙類（紙パック）	なし	同上	民間
段ボール	紙類（段ボール）			
その他の紙製容器包装	紙類（その他の紙類）			
ペットボトル	ペットボトル	専用麻袋	同上	民間委託 (選別・圧縮)
その他のプラスチック製容器包装（白色トレイ含む）	プラスチック製容器包装	専用麻袋	2 t パッカー車	民間委託 (選別・圧縮)

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

（法第8条第2項第7号）

- ①指定ごみ袋を使用したごみ排出により分別の推進を図る。
- ②地域での分別方法の徹底のため環境美化推進員による巡回指導を実施する。
- ③自治区単位で資源回収処理施設や再生工場の視察を実施し、分別回収の必要性の認識を深めてもらう。
- ④分別収集を推進するため、地域へ報償金を助成する。
- ⑤地域の資源ステーションの分散化を進める。
- ⑥資源回収の回数を増やすように地域に働きかける。
- ⑦公共資源ステーションの啓発、見直しを行う。
- ⑧「資源の分け方・出し方」パンフレットの毎年全戸配布やホームページでの掲載などにより、わかりやすい分別方法の周知に努める。